









令和5年度執行目標 健康福祉部

部局	課・室	番号	執行目標項目	【SDGs】との関連	執行目標の内容	背景・課題・留意点等	項目(単位)	根拠計画等	現況値・実績(見込)値	R5指標・目標値
健康福祉部	社会福祉課	1	児童発達支援センターの設置		令和6年4月の児童発達支援センターの開設に向けた諸準備（既存の相楽療育教室の施設改修工事実施、センター化に伴う条例改正、児童福祉法に基づく施設設置届など）を行い、新たなサービスとなる相談支援および保育所等訪問支援の提供体制を構築する。	第6期木津川市障害福祉計画・第2期木津川市障害児福祉計画において、令和5年度に児童発達支援センター設置を目標としている。本市の児童発達支援事業は相楽療育教室にてサービスを提供しているが、本事業は本市を含む相楽地域全体の発達障害児を対象として取り組んできた経過があることから、令和3年度に山城南圏域自立支援協議会において、児童発達支援センターの設置の方向性について協議をした結果、相楽療育教室を児童発達支援センター化することとなった。これを受け、令和4年度に改修工事に向けた設計業務を実施し、令和5年度に改修工事を行い、併せて相楽郡町村との調整を進め、令和6年4月児童発達支援センター開設を目指す。		第6期木津川市障害福祉計画・第2期木津川市障害児福祉計画		
健康福祉部	社会福祉課	2	第4次地域福祉計画の策定		令和5年度から2カ年をかけて、今後5年間の福祉行政推進の指針となる「第4次地域福祉計画」を策定する。今年度は、プロポーザル方式による業者選定、住民意識調査アンケートの実施及び結果集計を行う。	第3次地域福祉計画の理念を継承しつつ、更に地域福祉を前進させるため、第3次計画の成果の検証と課題の整理を行いつつ策定を進める。	市民アンケートの回収率(%)	社会福祉法第107条	29.6	35.0
健康福祉部	くらしサポート課	1	木津川市重層的支援体制の整備		地域福祉計画における「地域共生社会の実現」は、社会福祉制度における国の重点施策としてSDGsに掲げられる「誰ひとり取り残さない」という理念に合致し、自治体に求められる「複層的で複層的な課題を抱える世帯や市民に対する相談支援体制の構築」はその最たる手段である。このため、広く市民が抱える複層的な課題を組織をあげてくみ取り、市民や地域との協働によって支援する体制の整備を進める。	一昨年度より健康福祉部内で「重層的支援体制整備事業」の実施に向けて実務者協議や検討会を実施し、今後の事業実施に向けてのスケジュール案を作成。本市における重層的支援体制整備事業の開始を令和6年度実施とし、令和4年度より健康福祉部内において断らない相談支援体制を開始。今後は庁内各課や支援関係機関等との連携も含め、事業開始に向けて協議、検討を継続する。相談支援の対象となるであろう事案が多岐にわたり、様々な支援体制が必要となるため、連携範囲について課題整理が必要。				
健康福祉部	くらしサポート課	2	被保護世帯の健康管理支援事業		当市の生活保護受給者のレセプトや、ケースワーカーの訪問に保健師が同行し健康確認をするなど、保護受給者の傷病の傾向を可視化し、保健指導や健康相談を行うと共に、市の「生きいき健康診査」への受診に繋げ受給者の健康管理と医療扶助費の抑制につなげる。	生活保護受給者は年齢を問わず医療扶助を受けている割合が高く、傷病も統合失調症や生活習慣病（高血圧、脂質異常症、糖尿病など）といった治療に長期間を要するケースが多々見受けられます。生活習慣病は、自覚症状がほとんどなく、気づかないうちに進行し、脳や心臓、血管などにダメージを与え、ある日突然、狭心症や心筋梗塞、脳卒中など、命に関わる恐ろしい疾患を引き起こすことがあるため、保護受給者の健康管理体制の構築が必要。	生きいき健康診査受診率		9.5%	15%
健康福祉部	くらしサポート課	3	生活保護費返還金等徴収体制の強化		生活保護法第63条並びに78条による返還金等の徴収について、資力等の状況を考慮して分割納付などにも対応するものの、虚偽等により生活保護費を受給した特に悪質な者に対しては、公正・公平の観点から法的措置を執るなど返還金の徴収強化を図る。	生活保護費の返還金等については、年金の遡及支払いや遺産相続、就労収入の申告漏れ等により発生する事が多く、これらの返還金等が発生した際、ほとんどの受給者については一括納付や分割納付等により誠実に返還されているものの、一部の受給者においては悪質又は長期に渡り返還が滞っている場合が存する。返還金対象者に対し、不公平が生じないよう徴収体制を強化することにより、受給者の意図的な所得隠しの防止を図る。				
健康福祉部	高齢介護課	1	第10次木津川市高齢者福祉計画・第9期木津川市介護保険事業計画策定	 	令和4年度に実施した高齢者実態調査等の結果を踏まえ、令和6年度から令和8年度までの各種福祉サービスの検証及びサービス見込量等の推計を行い、第10次木津川市高齢者福祉計画・第9期木津川市介護保険事業計画を策定する。	策定にあたり、国が示す基本方針を注視しながら、高齢者実態調査等から地域課題を分析、前計画の実施状況の検証により、介護保険及び福祉サービスを総合的に展開することを目指す。また、高齢者人口がピークを迎える2040年も見据え、中長期的な視野に立った施策の展開を図りながら、サービス・給付・保険料の水準を推計する。		老人福祉法第20条の8及び介護保険法第117条		
健康福祉部	健康推進課	1	こども家庭センターの設置		母子保健法及び児童福祉法の改正を踏まえて、子育て世代包括支援センター（宝箱）の機能は維持した上で、組織を見直し、全ての妊産婦・子育て世帯・子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する「こども家庭センター」を令和6年4月を目途に設置する。	子育て支援の充実に向けて、子育て世代包括支援センター（宝箱）の機能に加えて、妊娠時期から子育て時期の子どもに関する相談を受けて支援につなげるサポートプランの作成など、相談機能の強化等が求められる状況であることから、今後、国が示すこども家庭センター設置・運営に係るガイドラインを踏まえて、その設置準備を図ることとする。		母子保健法、児童福祉法		